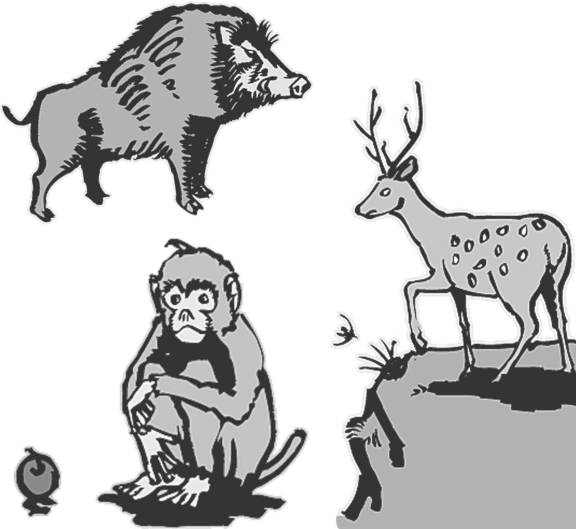


※三重県内の農林水産物被害額 環境森林部自然環境室取りまとめ（単位：千円）

年度 区分	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
サル	102,881	127,409	119,012	110,586	49,689	119,341	150,346	140,139
ニホンジカ	199,757	117,896	163,465	198,387	201,073	247,577	350,392	346,058
イノシシ	114,923	125,842	145,905	80,084	75,835	146,899	126,452	151,137
カモシカ	44,001	30,007	9,285	22,748	9,685	8,280	7,453	6,846
アライグマ						96	788	2,256
その他獣類	4,922	3,850	27,633	8,097	5,559	4,318	4,878	7,082
獣害 小計	446,484	405,004	465,300	419,902	341,841	526,511	640,309	653,518
カワウ	9,206	6,762	17,065	43,481	71,440	42,080	43,440	96,430
その他鳥類	35,954	45,778	36,178	12,108	16,199	18,873	30,849	30,552
計	511,644	457,544	518,543	475,491	429,480	587,464	714,598	780,500
対前年比	-	89%	113%	92%	90%	137%	122%	109%



注）その他獣類は、タヌキ、ウサギ等、その他鳥類は、スズメ、カラス、ヒヨドリ等

(3) 獣害対策について ②県と市町等との連携について

1. 地域獣害対策連絡会議の役割について

質問 有害駆除は、各市町で行われている。しかしながら、有害駆除捕獲や追払い、捕獲鳥獣の処理については、各市町に行くより広域で取り組んだ方が効率的で効果的であると思われる点もあるが、県と市町と連絡会議である地域獣害対策連絡会議は、そこをどう調整し、連携させていくのか。

答弁 野生鳥獣による被害は、広域化・多様化する傾向にあり、地域が連携して獣害対策に対応することは、効率的、継続的な対策を実施するうえで重要である。そこで、有害駆除についても、対象とする鳥獣や地理的状況等により連携していくことが効果を発揮すると考えており、今後地域獣害対策連絡会議で、連携の効果や課題など市町と協議していきたい。また、ニホンザルの追払いについては、ニホンザルの移動範囲にある集落の連携が有効であり、今後具体的な取組情報の共有や地域に応じた連携の在り方について協議していきたい。

(3) 獣害対策について ②県と市町等との連携について

2. 「有害鳥獣捕獲促進事業費補助金」による市町への支援について

質問 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、市町等が作成する被害防止計画に基づく取組を支援すること等を内容とする「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（鳥獣被害防止特措法）が平成19年12月に成立し、平成20年2月から施行された。これにより国から市町の捕獲の取り組みに対して一定の支援がなされた。これに先立ち、三重県では、「有害鳥獣捕獲促進事業費補助金」という制度で、農林業等への被害防止を目的に有害鳥獣捕獲として実施するニホンジカのメスジカの捕獲及び処置に係る事業について、1頭につき1万円以内の補助を市町に補助する制度があるが、今後もその支援を続けていくのか。また、新たに、オスジカ、イノシシへもその対象を拡大していくのか。

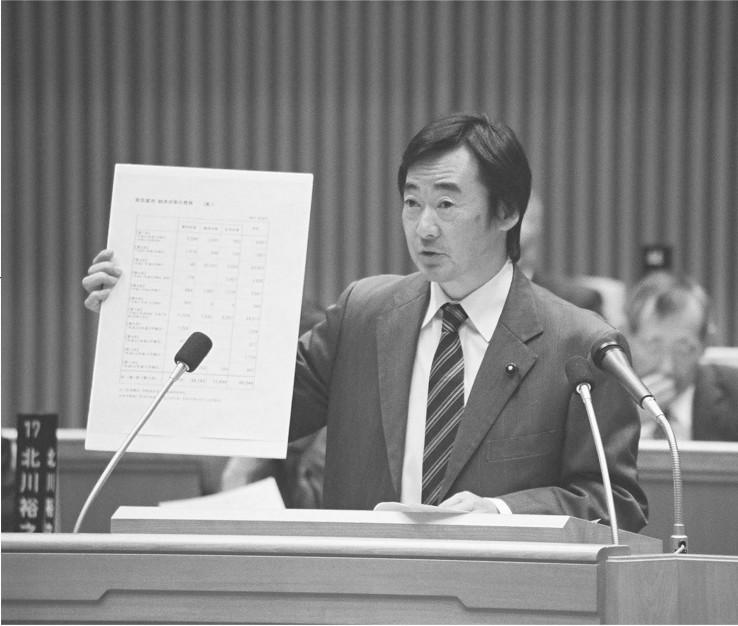
答弁 メスジカについては、県独自で平成19年4月に創設したもので、今後、オスジカ、イノシシも含め、農林業の被害状況も踏まえ、検討していきたい。

(3) 獣害対策について ③有害鳥獣捕獲の進め方について

1. 市町等の職員の有害捕獲のための銃砲の所持許可取得への支援について

質問 銃砲の所持許可者が減り続ける中、有害捕獲をどう進めていくのか。鳥獣被害防止特措法の活用などで、たとえば市町等の職員が有害捕獲のための銃砲の所持許可を取るような支援をしていくのか。

答弁 市町が常勤・非常勤職員からなる有害鳥獣捕獲隊を設置し、狩猟免許を取得する場合は、免許取得に向けた研修や有害駆除用の弾薬、人件費等が国の交付金等の対象となっているので、市町の意向を踏まえた上で、有害駆除に限定した猟銃の所持許可への支援については、国に働き掛けていく。



(3) 獣害対策について ③ 有害鳥獣捕獲の進め方について

2. 狩猟前に射撃の練習を行う施設について

質問 平成20年に銃砲刀剣類所持等取締法が一部改正され、銃砲の所持許可の要件の中で、狩猟前に射撃の練習を行うよう努力義務等が新設された。そんな中、その練習を行う射撃場が三重県では、三重県上野射撃場の1箇所しかないが、それに対してどう対処していくのか。

答弁 狩猟前の練習不足を主原因とする狩猟事故が多発していることから、「狩猟前の射撃練習」に係る努力義務が新設された。県内の散弾銃の射撃練習を行える指定射撃場は、過去には4箇所あったが、現在は1箇所しかない。上野射撃場の施設管理者に、猟銃所持者の射撃練習の受け入れを要請するほか、猟銃所持者に対しては、許可の更新手続き時、銃砲の一斉検査時、講習時等のあらゆる機会を通じて射撃練習に努めるよう指導するとともに、隣接県の射撃場の利用についても教示していきたい。

◇県政報告会を行っています！

第63回	11月13日	天神町公民館
第64回	11月14日	和賀公民館
第65回	11月16日	出屋公民館
第66回	11月17日	神向谷公民館
第67回	11月18日	中庄町集会所
第68回	11月20日	羽若町公民館
第69回	11月21日	住山公民館
第70回	11月27日	三寺町公民館
第71回	11月28日	城北地区コミュニティセンター

第72回	12月 2日	下庄集会所
第73回	12月 4日	城北地区コミュニティセンター
第74回	12月 5日	二本松公民館
第75回	12月11日	南鹿島公民館
第76回	12月12日	北鹿島集会所
第77回	12月17日	椿世町公民館
第78回	12月18日	菅内町樺野公民館
第79回	12月19日	北東地区コミュニティセンター

